

その他

みんなの人権110番

全国の法務局では、全国統一の電話番号により人権相談を受け付けています。  
※相談無料、秘密厳守。  
※法務局職員または人権擁護委員が相談に応じます。

【時間】

平日8時30分～17時15分

【取扱内容】差別待遇、暴行・虐待、ハラスメント、いじめ・体罰、名誉毀損・プライバシー侵害等の人権問題に関するあらゆる相談

【問い合わせ先】

☎0570・003・110

※ナビダイヤル

※一部のIP電話からは利用できない場合があります。

高齢者肺炎球菌ワクチン 定期予防接種

高齢者の肺炎球菌ワクチンの定期接種は、これまでに成人用肺炎球菌ワクチンを接種したことのない65歳の方を対象に、接種費用の一部を公費で負担する制度です。

対象者となる方で接種を希望する方は、65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日までに接種を受けてください。

※対象になる方には、接種可能になる月の月末に個別にご案内をしております。

また、次に該当する方で、今までにこのワクチン接種を受けていない方は、定期接種を受けることができず、お問い合わせください。

◆60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓または呼吸器の機能障害およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により、日常生活が極度に制限される障害のある方

【問い合わせ先】

健康推進課親子すこやか班 ☎52・9281

健康づくり・介護予防の取り組みを応援します！

自主的に健康づくりや介護予防のための活動をする団体に、補助金を交付します。

【対象団体】

- ① 次の全てを満たす団体
- ② 40歳以上の方が5人以上で、香美市民で組織する団体
- ③ スポーツを主たる目的とした団体でないこと
- ④ 地域住民が活動に参加できる

	補助金額	活動内容
Aコース (体を動かす)	1団体上限 2万5000円	健康づくりや介護予防につながる活動(月2回程度、かつ年間20回以上活動を行うこと)
Bコース (講師に学ぶ)	1団体上限 1万円	健康づくりや介護予防につながる講演会等の開催(講演会等を1回以上開催すること)

※A・Bコース両方の申請可(ただし申請は年度内に各1回ずつ)

新婚さんの新生活を支えます



香美市結婚新生活支援事業として、結婚に伴う新生活の経済的支援のため、補助金を交付します。ただし、予算額に達した時点で終了となります。

【補助対象】 次の全てを満たす方

- ① 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届が受理されたこと。もしくは令和5年度に申請し交付決定を受けたが、補助限度額に達しなかった、または資格認定を受けたこと。
- ② 夫婦ともに婚姻日の年齢が39歳以下
- ③ 申請時に発行される最新の所得証明を元に算出した夫婦の所得が、500万円未満であること。(貸与型奨学金を返済している場合は控除可)
- ④ 夫婦ともに県税、市税等の滞納がないこと。
- ⑤ 夫婦ともに暴力団員でないこと。

【対象費用】

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、婚姻に伴い支払った、住宅取得費用・住宅リフォーム費用・新規の住宅賃借費用(賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料)・引越費用

【補助限度額】

1世帯あたり30万円

新婚世帯と親世帯が同居または近居(直線距離で5<sup>キロ</sup>以内、もしくは同一小学校区内)であり、対象費用が30万円を超える場合は45万円。令和5年度に受給もしくは資格認定を受けた世帯については、補助上限額から受給済の額を差し引いて得た額。

【申請先】 定住推進課 ☎53-1061

※その他、要件があります。お早めにお問い合わせください。

【申請締切】 10月31日(木)

※予算額に達した時点で終了

【問い合わせ先】

健康推進課健康づくり班 ☎52・9282



行政相談委員へ「相談ください！」

毎日の暮らしの中で、役所の仕事や手続きについて、分からないことや、困っていることがあれば、行政相談をご利用ください。

行政相談委員は、総務大臣の委嘱を受け、市民の皆さんからの相談をお聴きする民間有識者の方です。

相談は、皆さんの身近な公共施設などで定期的に開設される相談所などで受け付けていますので、お気軽にご利用ください。

※毎月の行政相談の日程は、市民カレンダーに掲載しています。

【香美市の行政相談委員】

植村千里・丸内一秀

岡崎千佳

【問い合わせ先】 高知行政

監視行政相談センター ☎088・824・4100

人権に関する相談は

人権擁護委員会へ

6月1日は人権擁護委員の日です。人権擁護委員は、差別待遇、暴行・虐待、いじめ、DV等、家庭および

近隣関係等における人権問題に関するあらゆる相談を無料・秘密厳守でお受けしています。相談日は、毎月の広報香美にある市民カレンダーを参照してください。

【香美市の人権擁護委員】

◆土佐山田町担当

中山摩寿子・高橋明雄  
村田珠美・中平麻衣  
田島基宏

◆香北町担当

明石一郎・西美紀

◆物部町担当

山中俊明・公文薫

【問い合わせ先】

高知地方法務局人権擁護課 ☎088・822・3503

国民健康保険・後期高齢者医療保険係よりお知らせ

食材費等の高騰などの理由で、6月1日から、入院時の食事療養標準負担額が、一食につき最大30円値上げとなります。詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】 市民保険

課保険班 ☎53・3115



問い合わせ・申込先 防災対策課 ☎52-8008



※いずれの事業も予算に達し次第、締め切り。申請書はHPからダウンロードできます。

南海トラフ地震に備えよう!

令和6年能登半島地震を受けて、防災対策関連の補助制度を見直し、補助率や補助限度額を引き上げました。必ず来るといわれている南海トラフ地震からご自身やご家族の命を守るために、下記の補助金のご活用をご検討ください。

家具転倒防止金具の購入・取付補助

- ◆対象世帯 市内に住所を有する世帯
- ◆支援内容① 購入費金額補助 上限15,000円
- ◆支援内容② 取付支援 作業員を無償で派遣
- ◆募集戸数 購入費補助20戸、取付支援8戸
- ◆申込期限 取付支援：令和7年1月31日(金) 購入費補助：令和7年1月31日(金)

災害用トイレ等の購入費補助

- ◆対象世帯 市内に住所を有する世帯
- ◆支援内容 購入費金額補助 上限15,000円
- ◆募集戸数 10戸程度
- ◆申込期限 令和7年3月21日(金)

ブロック塀の撤去・改修補助

- ※現地調査を行いますので、事前にご相談ください。
- ◆補助金額 上限 407,000円
- ◆募集件数 15件程度
- ◆申込期限 令和7年1月31日(金)

住宅耐震診断・改修(設計)補助

※令和6年能登半島地震の影響により例年に比べ相談件数が増えており、耐震診断については順番待ちとなる可能性があります。まずは、お気軽にご相談ください。

【対象】 昭和56年5月31日以前に建築された2階建て以下の住宅

- ◆耐震診断(70棟程度) 申請者 対象住宅の所有者 診断費用 木造住宅の場合は無料 申込期限 令和7年1月14日(火)
- ◆耐震改修設計費補助(70棟程度) 補助金額 上限 356,000円 申込期限 令和7年1月31日(金)
- ◆耐震改修費補助(70棟程度) 補助金額 上限 1,650,000円 申込期限 令和7年1月31日(金)

老朽住宅の撤去費用補助

- ※現地調査を行いますので、事前にご相談ください。
- ◆補助金額 撤去費用の10分の8 (上限1,645,000円)
- ◆募集件数 25件程度
- ◆申込期限 令和7年1月31日(金)